

令和4年4月1日

令和4年度 七浦小学校いじめ防止基本方針

鹿島市立七浦小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの児童でも起これうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「七浦小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校は、いじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対し、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止する

〈児童に対して〉

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業をおこない、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳科の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・ 児童自身が生活の中の問題を発見し、自分たちで考え方行動していく力を育む学級活動や特別活動などの取り組みを行う。

〈教員に対して〉

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己表現を図れるよう、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童の保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回、学校独自の「心のとびらアンケート」を毎月実施し、結果から児童の様子などを全教職員で共有する。
- ・教育相談週間を設定し、児童と担任が直接話し合うことで、児童の実態を把握する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時は、担任をはじめ、周りの大人にすぐに知らせることの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学級だより、ふれあい道徳授業、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見に向けて・・・「変化に気付く」〉

- ・児童のささいな変化を、担任は観察する。担任以外の教員は授業以外での児童の様子を観察し、気付いたことをすぐに担任に伝えたり、共有する場を設けたりする。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。

保護者や地域からも相談しやすい雰囲気づくりを行う。

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、ともに解決していくこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈相談ができる・・・「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」〉

- ・教員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域代表、PTA会長等の保護者代表、警察官等とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発活動を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、該当の担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、全教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、児童・保護者からアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みに生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の鹿島市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、鹿島市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

おわりに

この基本方針は、国において平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その趣旨に則り、七浦小学校で「いじめ防止基本方針」を定めたものである。

基本的な考えは、いじめの防止・いじめの早期発見および対処を学校全体取り組んでいく決意を示した。そして、一人一人の児童の尊厳を維持し、学校ぐるみ・地域ぐるみで児童を守り、育っていくことを願って策定したものである。